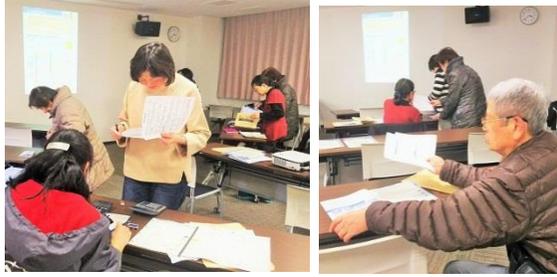


小倉南北5団体主催 はじめての「確定申告」記入会 「民商の方が優しく教えてくれた。また、来年もお願いします」



「確定申告をして、税金を取り戻そう」のスローガンを掲げ、小倉の年金者を対象にした、「確定申告の学習と記入会」

を、小倉民商・年金者組合小倉支部・小倉北新婦人・小倉南新婦人・小倉生健会の5団体の主催で開きました。

支援スタッフも含め25人が参加しました。

参加者からは、「民商の援助者の方が優しく教えてくれて助かった」「こんな面倒なことを毎年させる政治に腹が立つ」「確定申告をすると住民税にも反映して、住民税も下がることあるんですね」などの感想が寄せられました。



「高額医療費」の問い合わせは「電話」で簡単に

高額医療の手続きは、「国保」も「後期高齢者」も、各区役所の国保年金課へ電話で問い合わせると、限度額や返還金額も含め、優しく教えていただけます。

- ◆小倉北区:後期高齢:582-3406
国保:582-3402
- ◆小倉南区:後期高齢:951-4116
国保:951-4118

高額医療費の対象区分 (外来・入院・歯科・個人・世帯に注意)

区分	国民健康保険(国保)		後期高齢者医療
	70歳未満の世帯	70歳から74歳の方	75歳以上の方
複数医療機関にかかった時	2つ以上の病院・診療所にかかった場合は、別々に計算	病院・診療所・ 歯科 ・調剤薬局の自己負担額を区別なく合算	病院・診療所・ 歯科 ・調剤薬局の自己負担額を区別なく合算
外来のみの時	外来で他の科の診察を受けた時は、 歯科 以外を合算	外来は 個人 単位	外来のみの場合は、 個人 単位で自己負担額を合計
入院時に他の科の受診や世帯員の経費	入院時に他の科の診察を受けた時も、 歯科 以外を合算		入院を含む場合は、 世帯 内の被保険者の自己負担額を合計
外来と入院その他	同一の医療機関等でも、 外来 と 入院 は別計算	外来と 入院 の自己負担額は 世帯 単位で合算	一度申請すると、次回から振込先口座に自動的に振り込み

●暦月ごとの受診で支払った自己負担額が限度額を超えたとき。

●申請には、「領収書(原本)」が必要。紛失したら医療機関で「領収証明書」を。

●2年以内は申請可。

●入院時の食事代や差額ベッド料などは支給の対象外。

●処方せんを出した医療機関と薬代を合算。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



えっふーん

「年金裁判」結審での陳述「分かりやすい」と好評

県内での年金裁判が結審しました。

結審での弁護士の陳述が「分かりやすい」と好評です。

(陳述の要旨を一部編集して掲載します)



全年金者組合中央本部

写真は、全年金者組中央本部のHPより

■ 国は「生活保護があるから、年金を下げて も憲法25条は保障されている」と主張

被告国は、憲法25条の最低限度の生活を保障しているのは生活保護であって年金ではないと主張しています。

しかし、生活保護制度はあくまで補完的なものとして位置づけられ(昭和50年審議会勧告)、社会保障の主役として扱ってはならず(厚生省担当者の著作)、年金の最低補償額は生活保護基準を上回るか、これと同程度のものでなければならない(昭和37年審議会勧告)とされてきました。生活保護制度があることを年金引き下げの言い訳にすることはできません。

■ 高齢者も若者も引き下げは困る

被告国は、現役世代の将来の年金確保、世代間公平の必要性をあげています。

しかし、若者の二人に一人で非正規雇用が広

り、最低賃金ぎりぎりの雇用が広がっています。これが年金掛け金の低下をまねき、年金財政に影響を及ぼしています。

若年層の貧困が拡大していることを置いて、年金財政だけから将来の年金確保の必要を言っても、何の説得力もありません。

今の若者は、引き下げられた年金を受け取るようになります。高齢者も若者も引き下げは困ります。

■ 年金制度に累進制強化や国の負担増を

年金制度が累進制の弱い掛け金になっていることを改正することなどが検討されるべきです。

また、仮に年金制度の内部で負担のあり方に不都合が生じるのであれば、国庫負担の増額などが検討されるべきです。

日本政府の高齢者に対する支出は、同じように社会の高齢化が進んだヨーロッパなどに比べ、低額であるとの指摘もされています。

■ 憲法の理念にそった判決を

切り下げによって高齢者の貧困が進みました。

憲法の福祉国家の理念にさかのぼって検討すべきです。年金切り下げが憲法に適合しないことは明らかです。裁判所には、憲法が違憲立法審査権を定めた意義を正しく理解され、それを原告らの実態に合わせて行使されるよう強く求めます。

〈高齢者乗車券〉

署名、ありがとうございます

先月号で「高齢者福祉乗車券の実施を求める請願署名」への協力をお願いしましたが、早速、署名を集めていただき郵送していただきました。

特に、小倉南区の古賀三千男さんからは、同じ老人ホームの入所者の方から沢山集めていただきました。ありがとうございます。

確定申告が、新型コロナで4月16日まで延期されました この機会に確定申告をしてみたいかでしょうか

確定申告学習会(資料)

2020年2月22日 主催者

1. そもそも

1) 課税対象期間と窓口は？

所得税は、2019年1月から12月の所得(現年所得課税)。住民税は、2018年(前年所得課税)。窓口は、申告先は住民税が市町村の担当窓口、所得税は税務署です。

2) 所得税と住民税と確定申告の関係は？

所得税の確定申告をした人は住民税も申告したものとみなされますので申告は不要です。また、特別徴収されている給与所得者でも、給与以外の所得のある時は申告が必要です。税法上は申告義務のない人でも、制度を利用する時は非課税証明が必要です。申告しておかないと、非課税や所得額についてすぐには市町村の証明が取れません。

3) 年金400万円未満でも申告を

税務署はさかんに「年金400万円未満は申告の必要はない」と宣伝しています。しかし、次のことから申告は大事です。

- ① 所得税は必要ないとされていますが、住民税への反映のためにも申告が必要です。
- ② 申告をしないと非課税の人は証明が取れません。
- ③ 医療費控除など申告しないと還付が受け取れません。

4) 所得税の税額算出までの計算式 ()内は、「手引き」のページ

- ① 収入－必要経費(または給与所得控除)＝所得(P.11 雑所得) 雑所得とは年金所得のこと
- ② 所得－所得控除＝課税される所得(課税標準)(P.13 所得控除)
- ③ 課税される所得×所得税率－税額控除＝所得税額(P.22 税金の計算)

2. 所得税の確定申告について

1) 老齢年金の人は必ず確定申告を

扶養親族等申告書を提出していないと、必要な控除を引かれずに、必要以上の税金を払っていることになります。また、扶養親族等申告書を提出しても、生命保険料や社会保険料控除、医療費控除などは引かれていませんし、扶養のつけ間違いの場合もあります。このような人は還付請求をすれば、所得税が返ってきますし、住民税も安くなります。

2) 公的年金などは税金を源泉徴収

日本年金機構は老齢年金などを支給する際、受給者があらかじめ提出した扶養親族等申告書にもとづいて推定した税額を天引きします。ただ、65歳以上で年金額120万円までの人、65歳未満で年金額70万円までの人は源泉徴収されません。ただし、企業年金からは源泉徴収されます。

3) 誰の控除にできるのか(払った人か名義人か)？

- ① 社会保険料や医療費控除などの金銭的控除は支払った人の控除になります。
- ② 国民健康保険料は世帯主に賦課されます。
- ③ 国民年金保険料は被保険者それぞれに請求されますが、家族で誰が負担したかは別問題です。

4) 領収書がなくても払ったことを明らかにして医療費控除を

2017年分の申告から医療費控除は領収書が提出不要になり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。領収書の提出はなくなりましたが5年間保存する必要があります。また、5年前までさかのぼって還付請求できます。更正の請求を行う際には事実を証明する書類の添付が義務づけられました。

小倉生健会は、小倉南北の団体に呼びかけて、「確定申告の学習と記入会」を開催しました。その時配布した資料を掲載します。

今から確定申告をするか、来年チャレンジしてみたいか、いかがでしょうか。

5) 増加する「年金受給者という立場の労働者」

年金を受給しながら働く社員のためにも年末調整は行われますが、確定申告が必要となります。なぜなら、年金による収入は「給与所得」ではなく、「雑所得」に区分されるため、年末調整の対象外項目ということになるからです。

3. 医療費控除の重要性について

1) 医療費控除は住民税にも適用される。

医療費控除を適用するために確定申告をすると、所得税だけでなく住民税も安くなります。住民税のために追加で手続きをする必要はありません。医療費は本人のものだけでなく、同一生計の家族のものも含まれます。

2) 医療費控除とは

医療費控除の金額は、実際に支出した医療費から10万円を引いた額(ですが、所得が200万円未満の人は医療費から所得の5%を引いた額)です。生命保険・医療保険から入院給付金を受け取った場合や、健康保険から高額療養費・出産育児一時金なども医療費から差し引きます。

4. 住民税について

1) 個人住民税の非課税基準は

個人住民税は所得税に比べて税金のかかる基準(課税最低限)が低いため所得税がかからなくても、住民税がかかることがあります。

なお、住民税非課税基準の計算をするときの扶養家族の人数は、所得税を計算するとき控除の対象にならない0歳から15歳までの扶養親族も含めることができます。

2) 住民税がかからない人(所得割・均等割とも非課税の人)

次の人は、住民税の均等割と所得割が課税されません。

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている人
- ② 前年に合計所得額(給与又は年金収入－②)のなかった人
給与収入が給与所得控除の最低額65万円までの人は所得ゼロです。
公的年金収入だけの人は65歳以上の人は120万円まで、
65歳未満の人は70万円まで、所得はゼロです。
- ③ 本人が障害者、寡婦、未成年者(婚姻歴がない場合)で前年の所得が125万円以下の人
- ④ 前年に合計所得額があっても、合計所得額が均等割非課税基準以下の人。つまり、
35万円×家族数(本人十同一生計配偶者十扶養親族数)＋21万円…二人では91万円以下、
三人では126万円以下です。(同一生計配偶者や扶養親族のない人は21万円の加算なし。)
(同一生計配偶者とは：本人と生計を一にする配偶者のうち、前年の所得が38万円以下の人)

3) 住民税の所得割がかからない人

前年中の総所得金額(所得控除額を引いた所得)等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人
35万円×家族数(本人十同一生計配偶者十扶養親族数)＋32万円(本人のみは加算なし)

4) 住民税の均等割額

北九州市民税 3,500円
福岡県民税 2,000円 (県民税均等割2,000円のうち、500円は森林環境税相当額)

5. 政党等寄付金特別控除

(政党への寄付金の合計-2千円)×30%=政党等寄付金特別控除額(100円未満切り捨て)

6. 便利：小倉税務署093-583-1331から、「0」で、確定申告テレホンセンターへ